

第2章 鴻巣市の現状

第2章 鴻巣市の現状

1 市の特性

1 位置・地勢

鴻巣市は、首都圏 50 km にあり、埼玉県のおおむね中央部に位置しています。

地形はおおむね平坦で、豊かな田園地帯が広がっています。地域の南部は大宮台地の一部をなし武蔵野の面影を伝える雑木林が残っており、北部は低地で水田が広がっています。また、西部を荒川、中央部を元荒川、東部を見沼代用水が流れており、水利に恵まれた地域となっています。

2 歴史的特性

本市の歴史は古く、約 20,000 年前の旧石器時代まで遡りその足跡は市域南部の大宮台地に残されています。縄文時代には人々の生活範囲が低地へ広がり、赤城遺跡や滝馬室地内からは、ミミズク土偶などの貴重な遺物が多数出土しています。

古墳時代後期には、埴輪の生産が盛んになりました。埴輪窯跡として国内で初めて学術的な発掘調査がおこなわれた県指定史跡馬室埴輪窯跡を皮切りに、東日本最大級の埴輪の生産地であったといわれる生出塚遺跡が形成されました。生出塚遺跡で発掘された大型の形象埴輪などの「生出塚埴輪窯跡出土品」70 点が、平成 17 年 6 月に国の重要文化財に指定されました。

江戸時代に編纂された新編武蔵風土記稿によると、鴻巣という地名は、かつて武蔵国造（むさしのくにのみやつこ）である、笠原直使主（かさはらのあたのおみ）が、現在の笠原の辺りに住み一時この地が武蔵国の国府となったことから、「国府の洲（こくふのす）」と呼ばれたのが始まりとされ、それが訛って「こふのす」となり後に「コウノトリ伝説」から「鴻巣」に字をあてはめるようになったと言われています（諸説あり）。

また、箕田の地は嵯峨源氏の流れを汲む箕田源氏発祥の地であり、拠点として活発な活動を展開した土地でした。源仕（みなもとのつこう）が武蔵介に任せられると、箕田郷の開墾をおこない居館を設け、源宛（あつる）・渡辺綱（わたなべのつな）などの子孫が活躍しました。

戦国時代には、小田原城を本拠地に持つ後北条氏家臣の成田氏が忍城を居城とし治めました。小田原攻めでは豊臣秀吉の命を受けた石田三成による水攻めが行われ、その際に築かれた石田堤の一部が史跡公園として整備され現存部は市指定史跡として残されています。

江戸時代に入り、五街道の整備が進み中山道が定められると宿駅が設置され日光脇往還や忍・館林道が通じる交通の要衝となり鴻巣宿は県内屈指の宿場としてにぎわうとともに、吹上は旅人が休息する間の宿場として栄えました。また、荒川の水運を活かした船運の河岸が成立し、御成河岸や糠田河岸が流通拠点として栄えました。

さらに、豊かな自然環境による優れた鷹場であった鴻巣には、鴻巣御殿（将軍が旅行の際に休憩や宿泊する施設）が建てられ、徳川家康、秀忠、家光の三代にわたって使用された記録が残っています。

一方、上谷新田村（人形1～4丁目付近）では、江戸時代中頃から人形作りが始められ、やがては関東三大雛市のひとつに数えられるまでに成長を遂げました。

明治期には、高度な技術と優れた品質で「鴻巣びな」の名は全国に知れ渡るようになります。現在も中山道沿いには人形に関する業者が並んでおり、鴻巣市を代表する産業として継承されています。

また、当地に貴重な伝統工芸として伝承される「鴻巣の赤物製作技術」は、平成23年3月に国の重要無形民俗文化財に指定されました。

近代に入り、糠田や屈巢沼では広大な新田開発が行われました。明治35年に着工された鴻巣町・常光村にまたがる400町歩の連合耕地整理は、明治36年の第5回内国勸業博覧会で一等賞に輝き、鴻巣式耕地整理として全国の模範となりました。

また、戦後、鴻巣市の気候風土に適したパンジーの生産から始まった「花き生産」は、生産品種の増加や生産効率の向上による発展・拡大が図られ、現在では東日本最大級の花き市場である「鴻巣フラワーセンター」が整備されるとともに、全国に誇るブランドとして市民に愛されています。

3 人口の推移

我が国の総人口は、平成 20 年をピークに減少に転じており、令和 42 年の総人口は約 9,300 万人まで減少すると国の推計では見通されています。また、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合も高く、世界的に見ても空前の速度と規模で高齢化が進行しています。

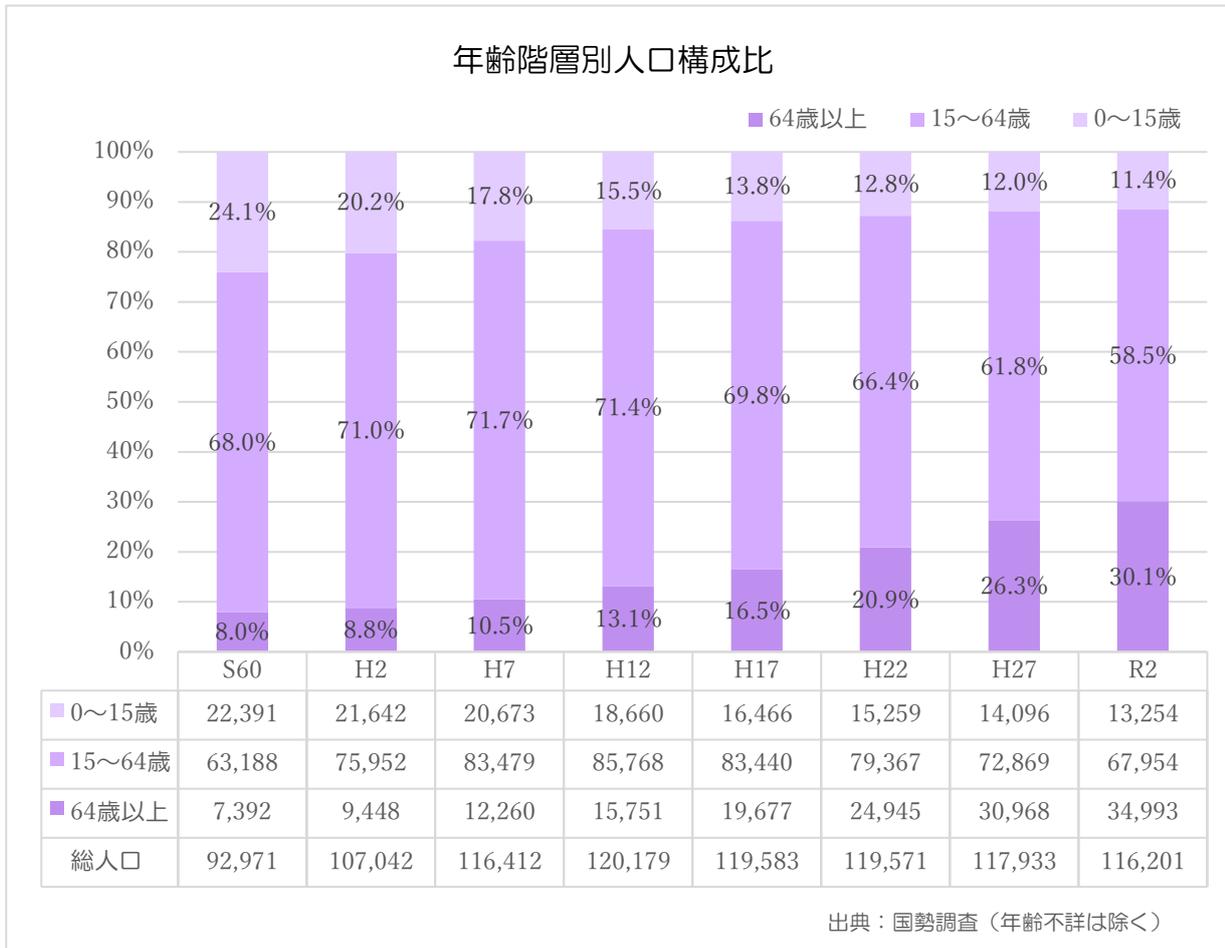
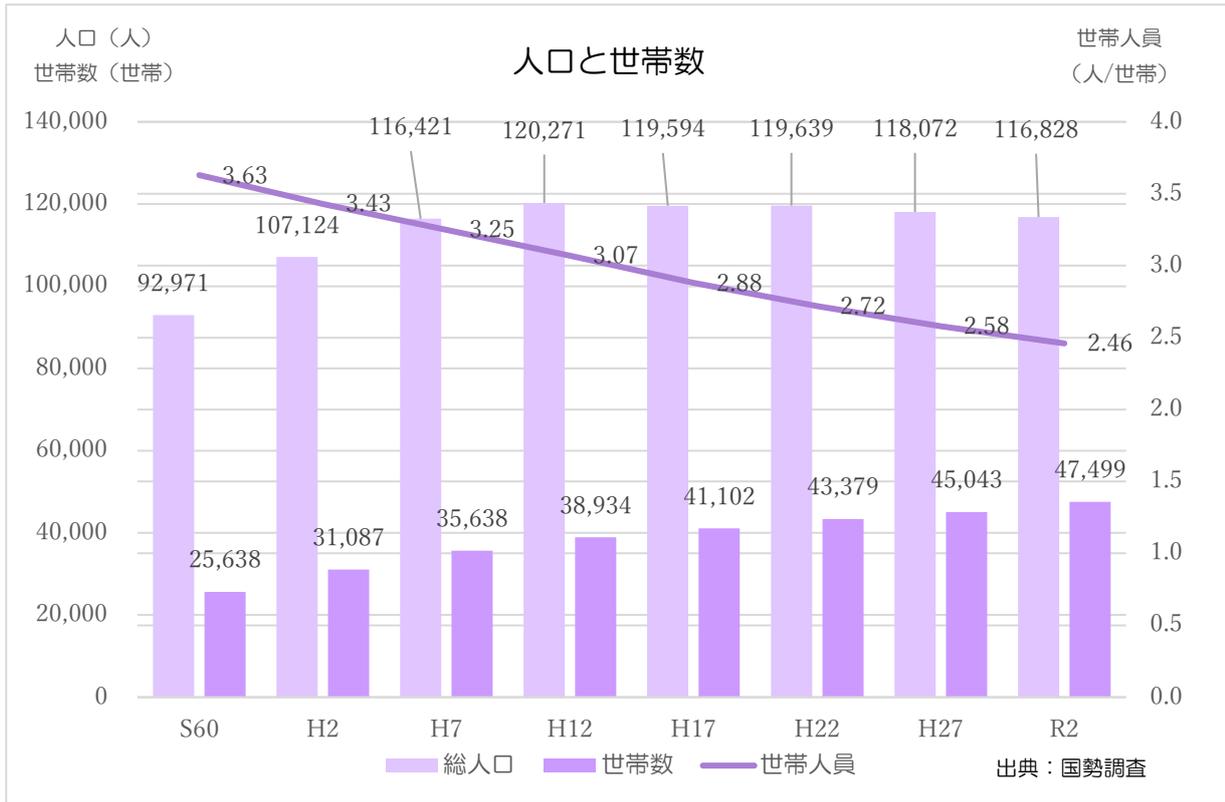
本市においても、令和 2 年 10 月の国勢調査時点で、116,828 人となっています。推移を見ますと、平成 12 年までは増加が続きその後、平成 22 年までの 10 年間 12 万人前後で推移してきましたが、近年では減少傾向に転じており、直近 10 年間（平成 22 年と令和 2 年を比較）では、約 3,000 人減少しています。

世帯数では、核家族化、少子化などが進み、1 世帯当たり人数は、平成 12 年の 3.07 人から令和 2 年には 2.46 人と減少しています。

また、年齢構成の変化を見ますと、65 歳以上の高齢化率が平成 22 年に 20%を超え、令和 2 年時点では 30.1%まで増加しており鴻巣市においても、超高齢化社会（高齢化率 21%超）に入りました。

少子高齢化により、文化芸術の担い手の減少や鑑賞者など需要の減少が懸念されますが、一方で高齢者層は現役世代を引退した方を含め、文化芸術活動の積極的な参加が期待されています。





2 社会情勢の変化

1 新型コロナウイルス感染症の流行

令和2（2020）年に始まった新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に全世界的な流行（パンデミック）に至り、わが国でも急激な感染拡大による医療のひっ迫、外出自粛要請や緊急事態宣言に伴う経済活動の縮小、小中学校の臨時休校、イベントの開催制限など、社会全体に大きな影響を及ぼしました。

また、鴻巣市文化センターをはじめとした公共施設の休館や利用制限により文化芸術の鑑賞や活動の機会が著しく減少しました。事業の中止や貸館の停止は文化芸術に携わる人だけではなく、地域の団体やサークル活動の減退、活動する人の減少やサークルの解散等、市民の文化芸術活動にも大きな影響を及ぼしました。

しかしながら、文化芸術が人々に感動や安らぎを与え、心の支えとなり人と人との繋がりのきっかけとなる等、文化芸術が果たす役割の重要性が改めて認識されることとなりました。

3 国・県の動向

1 国・県の動向

国は、平成13年11月に文化芸術の振興のための基本的な法律として「文化芸術振興基本法」を公布しました。この法律は、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に貢献することを目的としています。

また、平成14年12月に策定された「国の文化芸術の振興に関する基本方針」ではその指針及び実践的取組を定めています。現在までにその基本方針は策定後の社会情勢の変化や文化芸術施策の進展等を踏まえて見直しが行われ、改定ごとに、その実施内容が多種多様に変容してきています。

平成29年6月には「文化芸術振興基本法」の改正が行われ、法律名も新たに「文化芸術基本法」（以下「基本法」という）となりました。改正された「基本法」の内容は、今まで各分野に対する施策を、「振興する」としていたものが、「推進する」という言葉に代わり、より行政の主体性を広げたほか、各施策の詳細な取組等は追加事項が

大幅に増えたものとなっています。「基本法」に追加された趣旨としては、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、その他の各関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用・循環させ、文化芸術立国の実現をめざすことを掲げました。

また、この「基本法」では、地方公共団体は「地方文化芸術推進基本計画」を策定するよう努めるものとしています。国は平成30年3月に「文化芸術推進基本計画（第1期）」を定め、現在は令和5年度からの第2期計画に取り組んでいます。

その他関連する法律等として、「劇場、音楽堂などの活性化に関する法律（劇場法）」（平成24年制定）、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）」（平成30年制定）、「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」（平成30年制定）、「文化財保護法」（平成31年改正）など、文化芸術の社会的・経済的価値の活用を促進する環境整備が進展しています。

県は平成21年7月に文化芸術振興の基本理念や県の責務を定めた「埼玉県文化芸術振興基本条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

この「条例」では、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する計画を定めることとされており、「埼玉県文化芸術振興計画」を平成28年3月に策定しました。この計画はこれまでに2回策定され、現在は令和3年度から令和7年度までの5か年間の計画に取り組んでいます。

計画では、これまでの文化芸術の取組状況や新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立や人口減少、少子高齢化への対応など社会情勢の変化を踏まえながら、文化芸術振興施策の総合的な推進を図ることで、文化芸術で豊かな県民生活と活力のある社会の実現を目指す新たな文化芸術施策の方向性が定められています。